



繫獄記

下卷

特別
14
1919
758



14  
1919  
758

176310

監獄管理法宜しきを得るも監獄の地位獨立を以てし  
 され其效を著せざる能はずと次米監獄法の大概を讀む  
 頗る副獄典の意を投じたるを以て如く副典獄曰く君  
 の刑事落着小至りしを尚ほ時を以て請ふ一篇の監獄  
 論を著せと余慶んて曰く護んて諾を余嘗て東京大  
 学に在りて同意と釋放因扶助社を興正の考案を以  
 てし之を以て眼実境に觸れざるを以て遂に  
 して止むも今に於て監獄法研究の志を癡せし  
 今回出囚の身とあり實地に就く獄法研究を以て得  
 る亦不幸中の幸と云ふべし素志を貫徹せしむるに  
 憾むるに日ありと判決を経て後帰縣を以てするんら

と別れて居り得る後副典獄殊と云ふは傳を以て萬國囚  
獄公會事務録監獄則を以て一腹稿を為すの一助  
を得たり斯くて八月十日に至り突然公判の報告を得翌  
日裁判所に至り前日少引續き辯論となり越々十四日を  
至り重禁錮三月に處断すべきの重數罪併發たるを以て  
其罪を論じると宣告一具檢察官は長野監獄に服役を  
せしむるを命じり於是余は深く心に喜ぶ在監の間素志  
を遂ぐるの機會あり人を期して竹村兄に耳語して歸  
監せり叔に既り宣告を経たれは直ちに役少服を以て  
あれとも是を監獄署の成規に依れは裁判所の通報を得  
ざるの間之を執行せざる故を以て依然未決監より以て

其月の下浣に至りぬ此間記を可きの要事あり只來り  
慰むる者前田廣術角田典志雄兩人あり前田は竹村の一族  
本縣に奉職する人ありて余等繫獄以來贈遺之を補  
ふ日あり而して更しむ又訪ふ安否を尋ぬるは厚  
志謝するに耐へり角田は我社負けり之れ又素より余等  
の安否を叩くあり又一日又の獄生事あり我室を窺ひ余  
等を目し傳へて曰く僕然魚川近傍の者あり猪俣次  
郎吉と云ふ者あり前田氏と往來屢々訪ひ為めに便を  
得ること勤うは此兩事僅小記を以て日々無事国史  
略孟子フリスク哲学と曩に副典獄貸す所の書に枕  
藉せりのみ斯くて其三日に至り初めて役少服正すと

を余一押下り復送せしめく白洲小致せり是少於く  
名籍罪種等の調ふること未決監に入るときと異なり  
其常服を解て刑服を被せしむるに甘言ニ工傷少致せり  
工傷ハ前言の如く因徒を駆役せしむる所なり凡て五工傷に  
り而して甘言ニ工傷ハ即ち工作局の在る所なり局員性  
名刑期等と銘し更らふ余等と誘工者少致せり工傷  
の景況ハ新鴻と大同小異なり只た麻工要部と占むる  
を見らのみ工事誘工者余等と就て問ふに曰く阿君等  
書畫を善くするや否や試に深筆と一と唐紙筆  
墨を此ふ之れ場内言畫匠なり余等と一之れ小入り  
しむるは乃のり余等喜んて筆を振りて数葉の大

字を為し余筆を振るるに干茲二月余武吏教罪  
て刀を手ふせしむるに一服轉に爽快を覚ゆ誘工者之れを  
しむる蓋し工作局吏小亦もあらず一余竊り思ふに  
余等の待遇既ち寛り誠にも典獄に清く著作  
のこし不從事せんと由て誘工者自ら願言を工作局吏通  
し副典獄に清くしむるに未だ決せしむるに一日に余  
を慰藉しむるに曰く工場の役事多し其職阿君の手小副  
め者らをも工場寫真の一駆傷なり執吏の督割を受くも少  
し君此業小就くの意なきや若く君小喜らるる僕も  
小周旋せんと余副典獄に清く所長符否如何ハ未だ期を  
るを能くし高き術を學ぶも亦た與らざるは

欣然之れ不慮を其曰曰く寫志の駆役の漫る小人と増加  
まゝことを欲せし今君を以て既而此術に馳せし者とせし  
少報さおの許さるらん去れは君亦た豫し用心せよ余曰く諾  
と翌日予を其の副典獄余に許す是に著述を以てし且ち  
殊に獄司を告るこ余ら人と為ると以てし待遇を異し  
まゝことを以てせりと聞く既而又寫志の役を就くこと  
を許さ蓋し獄司寫志の業を以て一驛場とせし怪む  
きふ似たりとも同とこれ獄司の贅決り出でたることあり  
監獄の官吏其他縣官等もいふされに依頼を交けざるもの  
從協の工作場を去く刑餘留置所を以て之を充てたる故  
に亦喧問雜踏をすることなく著述の從事するもの屈竟

のところあり余竹村兄と共み此愛を机と構へて専ら著作  
讀書の從事し倦りし寫影を試み或は書畫驅の請  
求に應じて字を為し拘束し身を置くの外更し不  
快のこと何れにこれより以て六月間著作臨池の從事  
まゝの外他事あり其時と起りたる要事ハ獄定日録  
より左抄出たり

八月廿日 熊倉叔父よりトレパル学教史論有賀族制進  
化論スペッカー倫理学の差入を得

九月廿 久代孝徳市帰郷の路に來り詠ふ

四日 本回信教集り訪ふ山田喜三助兄小坂光を伴ふ  
て下越し漫遊をと報し又家君日多し帰京

の逢ふよると去く蓋し先きよ余の執り入るの  
日家君逢う子東京より来り慰め逐り下地  
帰省を今在田の言を由て高は下越り存ると  
を知れり

音  
本日より書信を得蓋し昨日接見の際をさる餘  
情と通はるちり内より高田早苗氏に余の寄  
さるる回信二首行

世の塵を拂ふく身はつあぐとも  
ひとわの塵は汚ささるる人  
とふ角を撫ひし甲斐とさるる  
陽てうれぬる友ふもこうゆ

言  
信書と姓名を添へて高田より獄書編算の参

言  
考書を取寄つことを托せ  
矢島浦太郎氏よりベイン心理学ガウエ氏のソリジン  
テラス。ヒリス両書を差入るタイウエ氏の小坂鬼氏贈る

と心は心理その山田真南氏の寄贈よりくる巻首  
身の新馬客を余を懐ふの詩を題せり

如今天下悲併倡丈夫偶誤觸朝綱松花画  
秋冷鐵窓月雁打寒更愁夜長

言  
副典獄獄書を齎し来り汚ふ岩崎基氏又来訪ふ  
清佛開戦のことを報を岩崎ハ高田近信の人々  
して先きよ高田病院の副院長たりし今

監獄より来りて医官たりと申す者ありて世事を  
報を獄裡外事を知るの一機関たり

十五日 高田より印頼到達入掌に蓋し海軍に押さる  
の料あり

十六日 副典獄より赤井景照の静岡より就傳ありたる事  
を聞く

十七日 高田より参考書到着入掌を  
長野縣令病篤と聞く

十八日 看守加藤能衛の次子訃を告げ出獄の後学僕となす  
んことを約に訃来た十歳獄中一見は惨惻成人  
の如し其將來見ゆる所あるを以てあり

廿日 高田新聞を齎し来り私うふふふとのり堂友  
尾崎行雄清佛事件実視の為め清國より赴ひ

の廣告を見る事事件の容易ありしを知ら轉に  
出獄記念入房の後看守猪役次郎吉と獄定  
を隔てて語る由て郷里の事を明し其を以て得  
り又有田真平入獄の景況を報して曰く氏の上告棄  
却されざるを以て佐別ありて正さしり病篤く  
医師の診察して新潟に押送するの海上恐るる  
命を伴難しと由て刑の執行を猶縁せんことを  
請ふに官之を許さる親族故旧泣て之を  
港頭より送たりと余聞て凄然たるものあり

余彼を知ると居ても亦た同臭の士々、得れ病を  
以て新馬の獄に繋ぐれ毒手の霍使に任じ亦憐  
む可きうを之より比をれ、余力如き、幸の甚しき  
と云ふこと

廿日 小坂兄の書を得見袂別以来の事を報する甚だ密  
有り、恰うも會晤せると其の思をわん

廿三日 秋季皇霊祭日あるを以て休從、因從公許を得て  
角觴の戲を行ふ其景況、獄定慢筆に載じ

廿四日 余等、右房を二作所傍の一室に移す此室下使どし膳み使丁并し剃髮師これも因從もを置く故り室  
内大炬あり茶湯あり又剃髮の器械を備ふ故

小毎朝鏡子對して梳る、愉快を得、又た冬時  
寒を祛く、小便ゆる余これより専ら著作に身を任  
し業亦た大に進む

廿五日 星亨新馬を遊むて拘引せられ、いと苦く、その所  
又た改悔の改進自由党暴行を為せりと聞く社會稍  
睡眠を攪破せると、如し

廿六日 産山白を載は、而してまた綿服を被ひ、能く  
寒を免骨に徹す

廿七日 初めて綿服を着くことを許す

廿八日 足田新次郎上京の途次來り訪ひ信越鐵道官役  
に決り高田新聞も亦改革を施すことあり



維持を以て勉めざる等々述況を載し余愕然竹村と  
議し一書を認めし室中川等子寄せ大に奨励せ  
んこととす使し一放免因の高田に歸りしものと托し  
私う小監外子心さしむ其書信の字は左の如し  
小著の時常古著を法多詳を多々及近生を未繫獄以是瓦  
全送之罷坐の實は日月を経過するに緩たれか如くしし其  
連々二分秋以来屈指の最早四月有念と相成り期く日月  
ノ神速消去するに就ち五箇々世事に遠かるる念あり日歎  
感慨ノ情難禁友御推量可被下友托ち各位に尽力ノ鉄道  
事業新聞事件共ニ我地方に聞え凡大事業に有之  
其成行に就ちハ實に繫獄以来日夜心頭、往來難忘事

ニ有之ハ實に昨日足田氏上京、連日來訪り蒙り委曲  
承聞者憂鉄道事業ハ終ニ政府ノ允許ヲ得サル事ナ  
リ尚又新聞社ハ一大改革ヲ施スニ非カレハ目下維持無  
覺東状態ニ近差迫り及趣、日時ニ函信驚愕仕ハ鉄  
道事業ノ義ハ兼テ室大井等諸君ノ決意力ニ由り  
世上信用モ厚ク漸々上願ノ手續ニ近移、久シカラス  
シテ着手ニ可至ノ憂遂ニ願意徹セサルトト相成り殿  
当局諸君ノ以て感ハ如何計アラシカ近生亦カ推量  
ノ難及憂ハ一昨近生亦ハ深ク諸君ヲ吊セサルヲ得ス  
尚ホ只、諸君ヲ吊スルノニ無之凡リ此事業ハ我北  
越ニ於テ恒心賦力ノ濫觴保資合本ノ起原トモ可相

成事ナルニ今ヤ漸ク萌サントスルノ良習慣將ヤニ起ラセト  
スルノ公同心之レカ為メニ挫折サレタル事我北越ノ為メ具  
日本全国ノ為メ返マシモ慨歎ノ極ニ止ルハ新聞ノ優ニ事  
業ノ大小ヲ云ハレ元トヨリ鉄道事業ト同日ノ論ニ無之  
リト既ニ創業者以來数年ニモ無シトシ殊トニ乍不及延生  
等モ草創ノ際ヨリ微カヲ致シ多事業ニ有之今其  
困難ナルヲ聞テハ恰カモ骨肉ノ危殆ヲ聞クカ如キノ思有  
之ハ中川君始ノ常儀負諸君ノ以各力ヲ経テ遂ニ斯ク  
迄至リタル儀ナレハ實ニ止ムコト得サルノ情實ニ迫リ  
事ニ及ヒタル儀トハ存友得共之カ信用ト名譽ヲ回  
ルニ熱意シテ斯ク固固ノ苦楚近親シク嘗ムラ厭ハサ

ル延生等ニ對シテハ遺憾ノ情筆端ニ難ク候鉄道  
事業ト云ハ新聞事業ト云ハ明治以來高田ノ大事  
業ナルニ若シ此ニ事業ニシテ終ニ廢滅ニ帰スルノ  
不幸アラハ世人ハ評シテ何ト申スヘキ愈々輕躁ノ儀  
ヲ重タル口實ト相成申問敷哉世評ハ免ク角將來  
長ク我郷土ノ事業ヲ絶スル程ノ故障ト相成申問  
敷哉此等ノ儀ハ井底一根ノ樹禪ニアレ延生等ヨリ活  
動社会ニアル各任ノ感覺ニ殊トニ切ナル者アルヘク  
既ニ確乎タル決心算モアル事ナラント存友得共延生  
等カ管見サシテスレハ今日ノ場合一ヲ救ハスニ兩者共  
ニ斃ルノ時ト存候兩者ヲシテ共ニ斃シシカ將タ其ハ

救一得へキヲ救ハシカ是迂生等ノ言ヲ待タサル儀ト存  
夫鉄道事業ノ画紙ニ属シタルハ流涕大息ノ至ニ堪ヘカ  
レト是又夕夜方ナキ次第新聞事業ハ今ヤ困難ノニ迫  
ト雖其事業ノ難易鉄道事業ト同日ノ談ニアラス  
今日ニ於テ之レヲ救フモ亦夕決シテ難事トスルコト是ラスト  
愚考江ハ然ルコト今更一事ノ業ノ成ラサルニ活膽シテ救  
フヲ得ヘキ事業近日常廢滅モ帰セシムルトアラハ  
是レ迂生等カ 負望諸君ニ取リカルトコロニシテ又夕決シ  
テ如斯事有之間敷ハ確信スルトコロニ有之友去レハ今  
日ノ寡專ラ新聞ヲ維持スルノ一途ニ可有之又鉄道事  
業ニ関セル諸君ニ取テモ今更ノ之レニカヲ致サルコト始

終我郷土ノ事業ニ熱セラル情ノ一端ト存スル  
三君ハ中近モナク他諸君共ニ一層ノカヲ副ヘラレ各  
位ノ名望ト信用トヲ以テスレハ固トヨリ一投足ノ勞ニ  
シテ挽回ヲ可得存々委曲ノ事ハ實案モ具ハリアラ  
コト存トスレ固トヨリ 警言不ハ感慨ノ餘聊カ菲言閑  
陣ハ若シ各位ノ以テ力、由リ維持法確定シ迂生  
等放赦ノ日ニ至リ 新紙、對シ今日ヲ讀スルノ快ヲ得  
ハ實ニ各位ノ賜ニ有之候流涕拜具

十月九日

室孝沼印

大井茂作  
中川隆造

謹  
啓

○

十九日 縣令易賢の報を得

十九日 天長節一日の休役を得

八日 暴徒甲州に起り上州を擾ると聞く八百の囚徒大

に動搖し官獄吏を増募し一晝夜戒嚴せしむと

こゝにあり

十九日

新嘗祭自由党解散の事及び前新潟縣大書記

官水梨精一郎長野縣令の任をとりつゝ

十九日

前田廣術よりラーステンの法理学を差入る編纂

参考の用と供せらる

十九日

伊奈登来り訪ひ高田新聞社改革のことを

報し且高田山高田両兄の寄声を傳ふ

十九日

前田よりスヘンサー政治進化論を差入る

十九日

朝鮮暴動の報を得

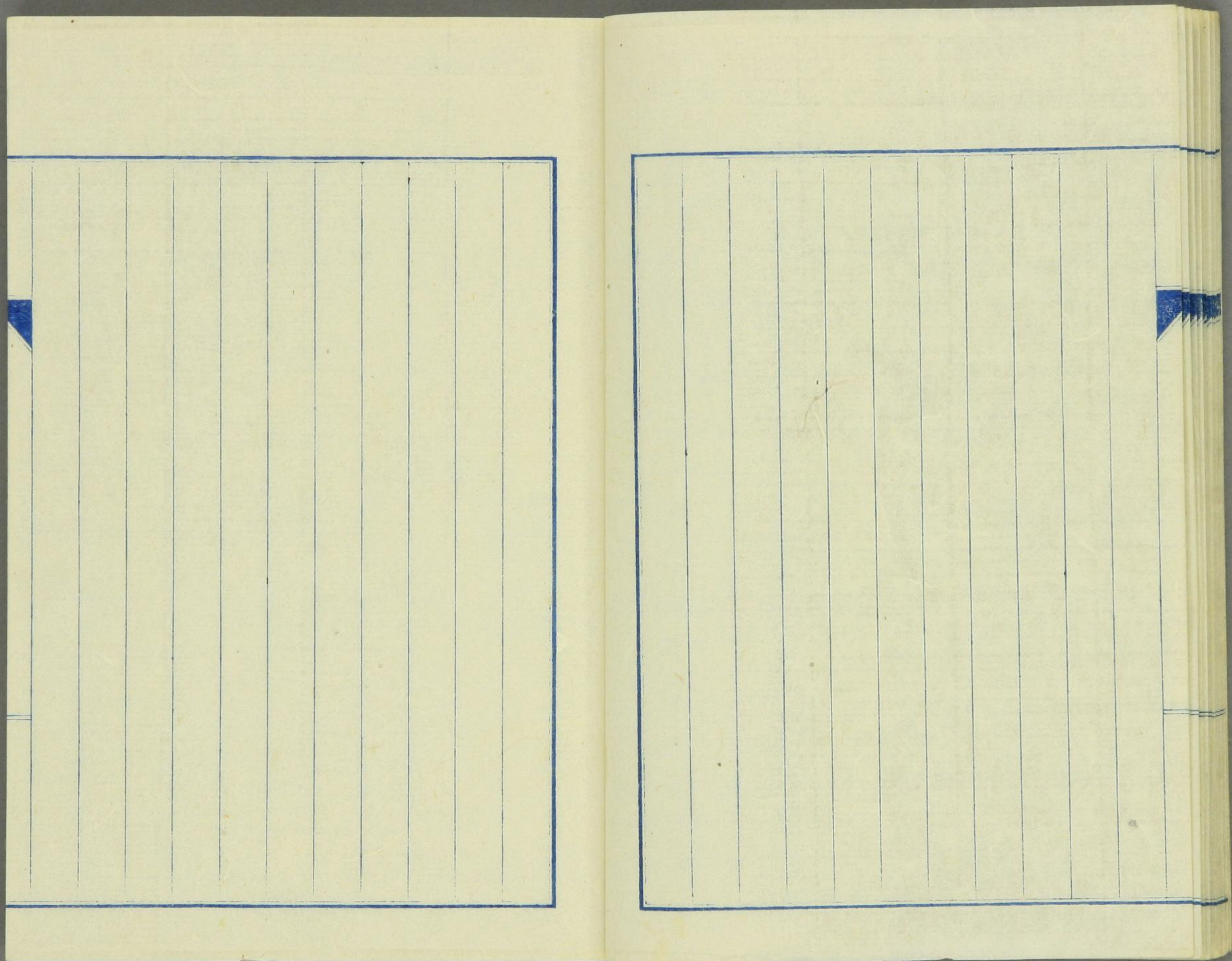
十九日

重禁銅刑期満ち輕禁銅に移り請ふて就役を

ることえの如し

十九日

獄規小本つき休役は今夜除夜に属す



以下  
8丁  
白紙

裁判言渡

新野糸越河内岩出郡 辰田村平民  
高崎河内中頸城郡 高智是所所  
寄与高田河内社旧社長

被告

市嶋謙吉

辛三年五月

河内河内中頸城郡 高智是所  
士族 高田新聞社旧印刷長

被告

竹村良貞

二十一年八月

古被告若二對一 檢察官ヨリ公証アリタル高田

新字紙上ニ出獄土産并榮社ノ長及下副長ト題ニ  
掲載シアル事ノ項ハ改正新字紙条牙三十三条ニ違  
犯ノ事ヲ許審理判決スルモノ如シ

新字紙カ明治十六年九月九日ノ高田新字紙条牙廿二号ヨ  
リ其十九日ノ条三十三号ニ至ル雜報欄内ニ登記スル事一  
出獄土産ト題スル事項ヲ二榮社ノ長及下副長ヲ檢事  
ヨリ召喚云々ノ事項等ヲ掲載シタルモ其才一項ハ檢  
察官ノ釋放ニ係タル後々ニ記載シタルモノナリ又才  
二項ハ但々檢察官ノ召喚ヲ受ケタル事後キヲ登記シ  
タル迄、ノ改正新字紙条牙三十三条ニ該セサル  
モノニ付沿革法条三十五十八条ニ照シ被告中嶋

豫吉竹村良貞等ハ無罪ヲ言渡シ者也

明治十六年六月八日新字紙罪裁判所高田支廳  
ニ於テ檢察官檢事補堀小太郎ニ付上址宣告ス

裁判長

判事補 宮川連史

書記 佐藤茂登枝

右正本ニ依リ騰寫ス

明治十六年六月八日 書記 佐藤茂登枝



裁判言渡

新厚縣越後國岩舟郡石田村

平民高村高田新聞社長

市嶋謙吉

二十四年

日縣日國中預備部高田四辻町

士族高村高田印刷長

竹村良貞

二十七年七月

被告若人若少被毀事件檢察官、公訴ニ依リ審理  
判決スル在ノ如シ

被告若人若少於二十七年四月廿八日  
三月間、高田新聞紙上ニ一婦三夫ト題シタルモ古  
者明治十六年四月十六日廿九日ニ以テ新聞紙ニ依  
例改正布告人民周知期限内ニ係ルヲ以テ旧例ニ依  
ル編輯長一人、責ニ當ルモノニ付被告ハ之レカ責メ  
ニ関セサルヲ以テ本訴ニ對シ被告セサル者申立テト  
虽此明治十六年四月廿五日高田新聞紙ニ改正新聞  
紙多例ヲ讀ト題シタル社説ヲ掲載セシ上ハ被告ハ  
該多例布告熟知シタルモノト認定スルヲ以テ被告  
ハ右改正多例第十八條ニ該スルモノト因テ之レヲ  
法律ニ照スニ依リ罪法第十八條第二項若出延

シテ余論スルヲ肯セザル時ハ對審トシテ裁判  
言渡リ為ス可シトアリ又刑法第百五十八條第ニ項  
書類画圖ヲ公布シ又ハ雜劇偶像ヲ作為シテ人ヲ誹  
毀シタル者ハ十五日以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ五日  
以上五拾日以下ノ罰金ヲ付加ストアルニ依リ市場豫告  
竹村良貞ハ右禁錮内ニ於テ各十五日ノ重禁錮ニ處シ  
罰金五圓ヲ附加スル者也

明治十六年五月十九日新選輕罪裁判所方由因  
支務ニ於テ控察官控事補堀中太郎主事ノ上宣告

裁判長

判事補 志村 定

書記 佐後茂也枝

古白本ノ依リ騰寫ス

明治十六年四月二十日

書記 佐後茂也枝



シタル裁判ニ對シテ全裁判所控訴補塲少太郎ハ上告ヲ爲  
シタリ其要領ハ新少次例牙三ノ条ハ豫審ニ於テ  
免刑又ハ免刑ノ旨同 然ラハ控訴及ニ於テ釋放ノ刑  
許セザルト雖モ其事件ヨリ判ラレタル以テ之ヲ以テ  
控訴スルコト許サレタル者ナリ然レニ被告ホカ才一出獄ト  
爲リ題シ掲載シタル事項ハ中級ニ於テ現行犯ト恩科シ  
樋口亨太ヲ宥問シタル如キ、シテ亨太ホ才一釋放ノ後  
ニ依リモ其共犯ト恩科サレタルハ其原被告ホカ仍モ豫  
審中ニシテ判ラレシ付セズ且其才一ニ禁社ニ長及印刷長  
才一呂倭ト題スル事項モ本職ニ於テ保シ現行犯ト認メ  
官高ヨリ爲シタル如キニシテ才一ヨリ判ラレシ付セザル以前ニ在

テ之ヲ掲載シタル者ナレハ改正新少次例才一八条才一  
十一條才一四條ニ照シ才一五ノ条ニ依リ才一五ノ条  
事件ナルニ之ヲ沙汰法才一五ノ条ニ依リ免刑ヲ以  
テ許ラレタルハ擬律ノ錯誤ナリト云フニ在リ對テ才一  
被去ホカ若希書ヲ差別サズ代々人固山ニ被告ホカ  
ノ為メ差出シタリ  
又ハ大審院ニ於テ專任判事ノ報告ニ據リ臨席控訴  
ノ意見代々人ノ報告ヲ聽キ之ヲ審按スルニ抑モ控訴  
ニ於テ免刑輕刑ノ現行犯アルコトヲ認知シタル時ハ沙汰法  
才一五ノ条ニ規定スル如ク豫審及分ヲ爲スコトヲ得ル者  
ナレハ其及分ハ即チ豫審ナレコト以テ其事件ハ判ラレ

世カレ以名口存テハ、役令被去人申ノ教部ハ、釋放セラルル  
之ヲ登録スルヲ許サ、ルモノナリ是即チ新式代條例  
才之ナシ条ノ誤ケアル所以ナリ抑テ而シテ本件被去人  
カ其才一出獄ト題シテ登録シタル事項ハ、推事ニ於テ  
考シタル現行協定書ニ依ル事項タル明白ナリ其  
考托タル事太等教名ハ、釋放セラレシモ、亦原形社中ハ  
未ダ釋言中ニ在テ該事件ノ到リテラレサル以前  
ニ在レハ、即チ新式代條例才之ナシ条ノ支取ラセ  
ルモノナルニ原裁判之ヲ釋放、後チニ依ル理由トシ  
新式代條例才之ナシ条ニ登録セサルモノトシテ之ヲ  
言及、及シタル一部ハ上告論旨ノ如ク擬律ヲ得

タル不法ノ裁判ナリトス然レモ其才ニ榮社ノ長及  
副長才之召喚ト題スルノ二事項ヲ揚載シタルハ、原裁判  
官、於テ唯釋教官ノ召喚ヲ受ケタル事後、登録シ  
ル事ト認定シテ、登録書ニ合ト看認ノサル以上、該條例  
才之ナシ条ニ登録セサルモノトシテ之ヲ言及、及シタルハ  
相當ナル理由ナキモノトス因テ才一、出獄ト題シタ  
ル事項、對シテ之ヲ免トシテ、免一部ハ、原形社中  
百字ノ条ニ從ヒテ之ヲ破毀シ、直チニ本院ニ於テ判決  
ナス左ノ如シ

新四忠

花井 津 沼 郎  
市 嶋 隆 吉  
竹 村 貞 貞

右ノ理由トルヲ以テ出獄ト登ト致シ揚裁シタル事實ハ  
原裁判官ノ認定スルニ依リ刑法第廿九条ニ基キ明治廿六  
年才十名有告此等代多例ナリ案ニ依リ被告等ヲ  
若犯ヲ以テ論シ全才ニテ一全才ニテ案ニ則リ被告四名  
ヲ若輕禁錮二月ニ至シ訂至早四ツ所加スル下リ  
言伝ス考也

於大審院推事加納久直立會認定出ス

裁判長 判事 島 居 武 三

專任 判事 土 師 經 典

判事 甘 博 井 龍 三

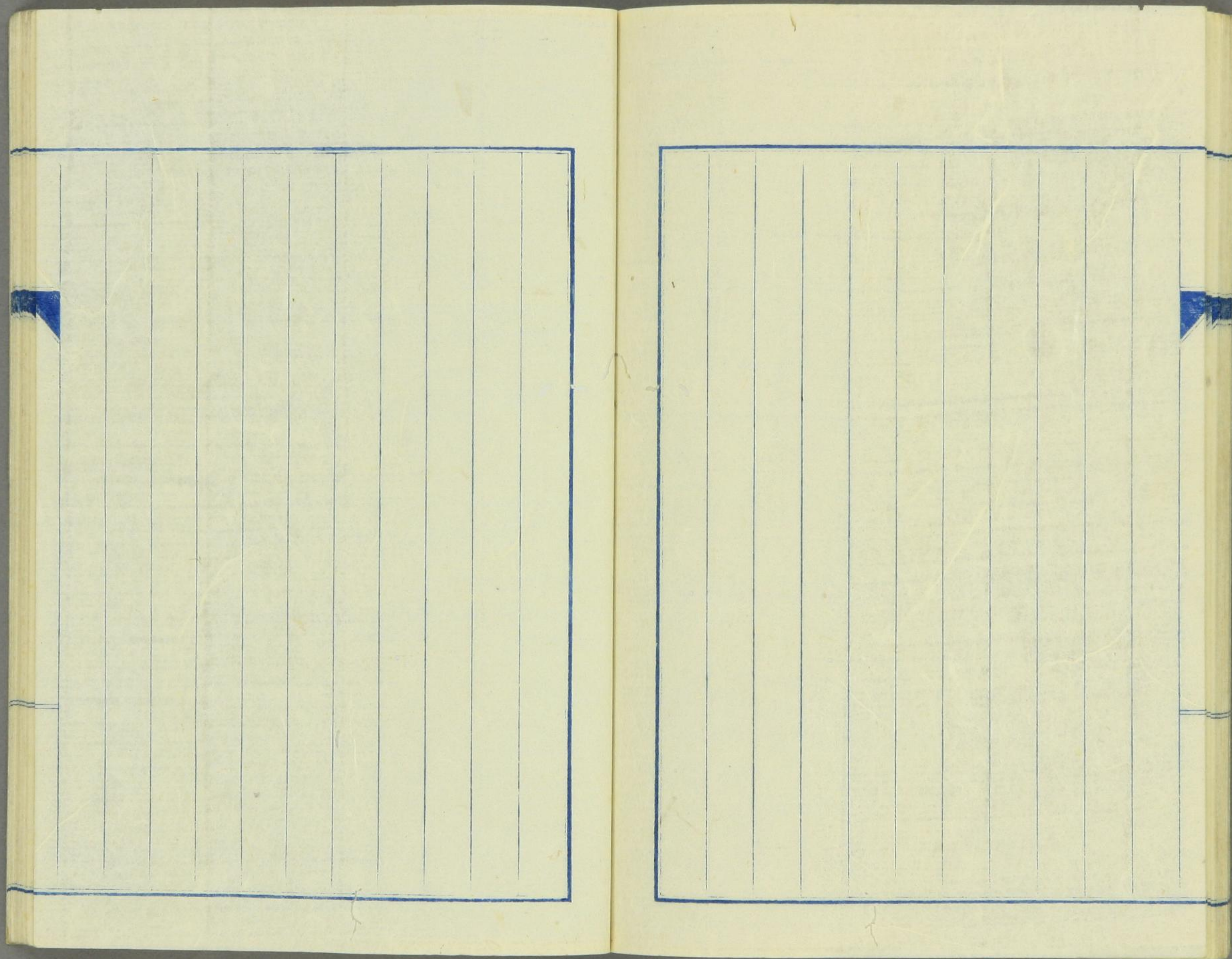
判事 小 村 壽 吉 以

判事 川 村 法 補

若犯 笠 慎 之 吉

明治十七年二月十日  
大審院

明治十七年二月十日  
大審院  
大審院書記 杉 五 慎 三 郎



以下全て  
白紙



